

# 宮城県公報

行 城 県  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

○救急医療機関の認定	一	(医療整備課)
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	二	(長寿社会政策課)
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	二	(同)
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	三	(同)
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	三	(同)
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	四	(農産園芸環境課)
○平成二十八年における主要農作物の原種の価格	四	(農村整備課)
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	四	(森林整備課)
○保安林の指定の解除の予定	五	(水産業振興課)
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧	五	(道路課)
○道路の区域変更(二件)	五	(同)
○道路の供用開始	六	(下水道課)
○都市計画事業の事業計画変更の認可	六	(大河原地方振興事務所)
○土地改良区の定款変更の認可	六	(環境対策課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	八	(警察本部会計課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	八	
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	一〇	
○教育委員会定例会の開催	一一	

ページ

## 告 示

○宮城県告示第八十号  
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。  
平成二十九年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
丸森町国民健康保険丸森病院	丸森町字鳥屋二七	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
登米整形外科 外科 医院	丸森町字千刈場七	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
東北大学病院	仙台市青葉区星陵町一〇一	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野二丁目八八	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
安田病院	仙台市宮城野区小田原二丁目二四	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
仙台オーブン病院	仙台市宮城野区鶴ヶ谷五丁目二二	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
中嶋病院	仙台市宮城野区大槻一五二七	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
仙台市立病院	仙台市太白区あすと長町一丁目一	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
仙台赤十字病院	仙台市太白区八木山本町二丁目四三	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
広南病院	仙台市太白区長町南四丁目二二	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
坂総合病院	塩竈市錦町一六一五	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
塩竈市立病院	塩竈市香津町七一	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日

赤石病院	塩竈市花立町二二一四二	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
平田外科医院	山元町山寺字石田二一三	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
公立黒川病院	大和町吉岡字西松木六十	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
宮城利府掖済会病院	利府町森郷字新太子堂五一	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
気仙沼市立病院	気仙沼市田中一八四	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
猪苗代病院	気仙沼市南町二丁目三一七	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八一	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
徳永整形外科病院	大崎市古川北町二丁目五一 一二	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
涌谷町国民健康保険病院	涌谷町涌谷字中江南二七八	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日
石巻市立牡鹿病院	石巻市鮎川浜清崎山七	平成二十九年二月一日	平成三十二年一月三十一日

○宮城県告示第八十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一條第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十九年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七二七〇一三二五	羽生訪問介護事業所 黒川郡大郷町羽生字中ノ町 十一番一	医療法人社団俊香会	平成二十八年十一月十五日
○四七〇九〇〇八三八	ケア・サービス・ワタナベ 訪問介護事業所 多賀城市鶴ヶ谷二丁目三十 七番五号	株式会社ケア・サービス・ ワタナベ	平成二十八年十二月一日

二 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四六〇二九〇一九〇	あん暖手ナースステーション 石巻市三輪田字新寺前五 六番地	株式会社国土コンサルテ イング	平成二十八年十二月十五日
○四六〇九九〇〇四七	さくらビレッジ訪問看護ス テーション 多賀城市桜木二丁目二番二 十二号	株式会社season	平成二十八年十二月十五日

三 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七一三〇二〇〇二	デイサービスはる 栗原市志波姫堀口見渡四十 七番地一	株式会社み鶴	平成二十八年十一月一日
○四七一三〇二〇一八	デイサービスたかねの湯 栗原市築館字留場桜町三十 六番地	社会福祉法人栗核会	平成二十八年十二月十五日

四 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七二二〇一六三二	福祉用具相談センターとめ オフィス 登米市迫町佐沼字中江一丁 目九番地一	株式会社JMT C	平成二十八年十一月一日

五 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七二二〇一六三二	福祉用具相談センターとめ オフィス 登米市迫町佐沼字中江一丁 目九番地一	株式会社JMT C	平成二十八年十一月一日

○宮城県告示第八十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六條第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十九年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七二四〇〇七九五	所 亘理郡亘理町逢隈神宮寺字一郷四十四番地三	株式会社サンキ	平成二十八年十一月十五日
〇四七一四〇〇七六二	すみちゃんの家・居宅介護支援事業所 東松島市野蒜字大茂倉八十	特定非営利活動法人のんびりすみちゃんの家	平成二十八年十二月一日
〇四七〇二〇二八八八	あん暖手ケアプランセンター 石巻市三輪田字新寺前五十六番地	株式会社国土コンサルテイング	平成二十八年十二月十五日

○宮城県告示第八十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十九年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇九〇〇八三八	ケア・サービス・ワタナベ訪問介護事業所 多賀城市鶴ヶ谷二丁目三十七番五号	株式会社ケア・サービス・ワタナベ	平成二十八年十二月一日

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四六〇二九〇一九〇	あん暖手ナースステーション 石巻市三輪田字新寺前五十六番地	株式会社国土コンサルテイング	平成二十八年十二月十五日
〇四六〇九九〇〇四七	さくらビレッジ訪問看護ステーション 多賀城市桜木二丁目二番二十二号	株式会社season	平成二十八年十二月十五日

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七二二〇二〇〇二	デイサービスはる 栗原市志波姫堀口見渡四十七番地一	株式会社み鶴	平成二十八年十一月一日
〇四七一三〇二〇一八	デイサービスたかねの湯 栗原市築館字留場桜町三十九番地	社会福祉法人栗核会	平成二十八年十二月十五日

四 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七二二〇一六三二	福祉用具相談センターとめ 登米市迫町佐沼字中江二丁目九番地一	株式会社JMT C	平成二十八年十一月一日

五 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七二二〇一六三一	福祉用具相談センターとめ 登米市迫町佐沼字中江二丁目九番地一	株式会社JMT C	平成二十八年十一月一日

○宮城県告示第八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十九年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇三〇〇〇三九	ケア・サービス・ワタナベ訪問介護事業所 塩竈市旭町十七番七の二〇一号	株式会社ケア・サービス・ワタナベ	平成二十八年十一月三十日

二 通所介護

介護保険事業所番号 ○四七三二〇〇五九一	事業所の名称及び所在地 笹谷デイサービスセンター 柴田郡川崎町今宿字スト十 五番地三	事業者の名称 株式会社グロウス	廃止年月日 平成二十八年 十二月二十九 日
-------------------------	---	--------------------	--------------------------------

三 短期入所療養介護

介護保険事業所番号 ○四二二七一〇四四四	事業所の名称及び所在地 杉山内科胃腸科小児科医院 黒川郡大郷町粕川字大壇原 二十一番地の一	事業者の名称 医療法人社団俊香会	廃止年月日 平成二十八年 十一月三十日
-------------------------	--	---------------------	---------------------------

○宮城県告示第八十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サ  
ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十九年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七〇三〇〇三九	事業所の名称及び所在地 ケア・サービス・ワタナベ 訪問介護事業所 塩竈市旭町十七番七の二〇 一号	事業者の名称 株式会社ケア・サービス・ ワタナベ	廃止年月日 平成二十八年 十一月三十日
------------------------	--	--------------------------------	---------------------------

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 ○四七一〇〇〇六一〇	事業所の名称及び所在地 デイサービスとしび 岩沼市中央二丁目二番八号	事業者の名称 株式会社くすの木	廃止年月日 平成二十八年 十一月十一日
○四七〇五〇一〇二四	みずなし介護センターデイ サービス穂のり 気仙沼市切通九十四番	社会福祉法人豊水会	平成二十八年 十二月一日
○四七三二〇〇五九一	笹谷デイサービスセンター 柴田郡川崎町今宿字スト十 五番地三	株式会社グロウス	平成二十八年 十二月二十九 日

三 介護予防短期入所療養介護

介護保険事業所番号 ○四二二七一〇四四四	事業所の名称及び所在地 杉山内科胃腸科小児科医院 黒川郡大郷町粕川字大壇原 二十一番地の一	事業者の名称 医療法人社団俊香会	廃止年月日 平成二十八年 十一月三十日
-------------------------	--	---------------------	---------------------------

○宮城県告示第八十六号

主要農作物原種配付規則（平成十四年宮城県規則第四十四号）第三条第一項の規定により、配付す  
る原種の価格を次のとおり定めた。

平成二十九年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種 類	原種一キログラム当たりの価格
種 稲うるち	三百九十四円
稲もち	四百七十四円
大豆 大・中粒	五百五十六円
大豆 極小粒	六百七十三円

○宮城県告示第八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事  
業玉浦中部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定  
により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八  
十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求を  
することができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定めら  
れたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地  
計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十九年二月六日から平成二十九年三月六日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所

○宮城県告示第八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

宮城県松島町手樽字餅田四の七から四の九まで、一〇の一二から一〇の一六まで

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第八十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を平成二十九年二月三日から平成二十九年二月十七日まで縦覧に供する。

平成二十九年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届出事項	発起人の住所及び氏名 石巻市雄勝町大浜字袖浜十三番地 阿部 憲一 石巻市雄勝町立浜字天神五十三番地 末永 陽市	加入区	雄勝町雄勝 湾加入区	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	宮城県漁業協同組合 雄勝町雄勝湾支所	縦覧場所	石巻市雄勝町雄勝字 伊勢畑二十六番地四十七
------	---	-----	---------------	---------------------------------	-----------------------	------	--------------------------

○宮城県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 河南築館線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
遠田郡涌谷町小里字柳沢三八番一地从先から 同郡同町小里字柳沢三番一地从先まで	五・六 九・九	一三・一 四六・八	七〇・五	六九五・五

○宮城県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 出島線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
牡鹿郡女川町出島字高森山一番二地先から 同郡同町出島字垣山一〇番一地从先まで	二・五 一一・〇	九・〇 四五・〇	一、二〇〇・〇	一、二〇〇・〇

○宮城県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南築館線	遠田郡浦谷町小里字柳沢三八番一地从先から同郡同町小里字柳沢三番一地从先まで	平成二十九年二月三日

○宮城県告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大崎市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画下水道事業

2 名称

大崎市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年一月七日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十八年宮城県告示第六号、昭和五十八年宮城県告示第十二百八十二号、昭和六十二年宮城県告示第二百三十八号、昭和六十三年宮城県告示第千百三十三号、平成元年宮城県告示第七百六十九号、平成三年宮城県告示第四百四十一号、平成三年宮城県告示第四百六十一号、平成七年宮城県告示第七百二十四号、平成七年宮城県告示第七百三十七号、平成十一年宮城県告示第八百六号、

平成十一年宮城県告示第八百六十七号、平成十四年宮城県告示第九百二十一号、平成十四年宮城県告示第九百五十一号、平成二十年宮城県告示第三百五十号、平成二十四年宮城県告示第二百九十八号及び平成二十六年宮城県告示第三百三十三号の事業地に、宮城県大崎市鹿島台平渡字已待田の一部を加える。

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第九十四号

あぶくま川水系角田地区土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十九年一月二十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年二月三日

宮城県大原地方振興事務所

所長 峯 浦 康 宏

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 業務名 平成二十九年度公共用水域（河川・湖沼）水質分析等業務

2 仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 契約期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月二十八日まで

4 納入場所 宮城県環境生活部環境対策課

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいず

れにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 計量法（平成四年法律第五十一号）第七十七条に規定する計量証明の事業（計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）別表第四に規定する「水又は土壌中の物質の濃度に係る事業」の登録を受けていること。

6 宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二二一三三三五）へ平成二十九年二月十三日（月）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は任意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は任意契約における相手方決定の手續きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書の交付期限  
平成二十九年二月二十二日（水）午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査  
入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月二十二日（水）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合  
入札期間 平成二十九年二月二十四日（金）から平成二十九年三月二日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合  
イ 日時 平成二十九年三月二日（木）午後五時まで  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送により入札書を提出する場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所  
平成二十九年三月三日（金）午前十時

宮城県行政庁舎二階 第二入札室

四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 5 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Item(s)/Service(s) Required : Water quality analysis of river and lake 1 set
- 2 Deadline to Submit Bid : March 2, 2017, 5 : 00 pm.
- 3 Place and Time of Bid Selection : March 3, 2017, 10 : 00 am., Miyagi Prefectural Government building, 2<sup>nd</sup> Floor, Second Bidding Room.
- 4 Contact : Kei Takahashi, Environmental Measures Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel: 022-211-2666
- 5 Currency and Language to be Used for the Contracting Process : Japanese and Japanese yen

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十九年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
- 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察交通管制センターほか端末機設置箇所

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。



なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三五）へ平成二十九年二月十四日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
千九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二二一七七一、内線二二三三）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十九年二月十四日（火）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査  
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月二十八日（火）までに必要書類を作成の上、1あてに提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十九年三月十四日（火）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あてに必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年三月十五日（水）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

4 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

5 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の委託料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札

- 7 契約書作成の要否 要
- 8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
- 9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, March 14, 2017, 5:00 p.m.
- 2 Item/Service Required : Service of traffic control system maintenance - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : 202 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters, March 15, 2017, 10:00 a.m.
- 4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2233

企業局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年二月三日

宮城県公営企業管理者 犬 飼 章

一 入札に付する事項

- 1 購入物品 水道用ポリ塩化アルミニウム(単価契約)
- 2 購入物品の数量及び仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
- 4 納入場所 麓山浄水場、中峰浄水場、衡東浄水場、南部山浄水場
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力法」という。第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 仕様書第三一(一)イ又は同(二)イにより納入予定の物品が当該仕様に適合していることが確認できること。

6 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二一-三三三五)へ平成二十九年二月二十四日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企業局公営事業課総務班(担当 櫻井美沙 電話〇二二二二一三三四一三)

2 入札説明書の交付期限

平成二十九年二月二十四日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十九年二月二十日(月)まで三の1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年三月三日(金)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十九年三月十五日(水)午後五時(郵送により提出する場合は、入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること)。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時とする。

5 開札の日時及び場所 平成二十九年三月十六日(木)午後一時三十分

宮城県行政庁舎十五階 企業局会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 本調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 企業局財務規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号)第一条の二第一項の規定により準用する財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 企業局財務規程第一条の二第一項の規定により準用する財務規則第一百三十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 金額は、一トン当たりの単価を記入すること。単価は、消費税及び地方

消費税を含まない金額とする。

なお、消費税及び地方消費税は代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Polyaluminum chloride for public waterworks (unit price contract)

2 Period of Supply : April 1, 2017 to March 31, 2018

3 Place of Delivery : Fumotoyama Water Purification Plant, Nakamine Water Purification Plant, Koto Water Purification Plant and Nambuayama Water Purification Plant

4 Deadline for Bid : March 15, 2017, 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Misa Sakurai, General Affairs Section, Public and Water Projects Division, Public Enterprise Bureau, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel: 022-211-2413

教育委員会

〇宮城県教育委員会告示第三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十九年二月三日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一日 時 平成二十九年二月十日 午後一時三十分

二場 所 教育委員会会議室

三事 件

第一号議案 新県立高校将来構想第三次実施計画について

第二号議案 職員の人事について

第三号議案 宮城県指定文化財の指定及び解除について

第四号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について

第五号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について

第六号議案 宮城県文化財保護審議会部会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一―）